参考様式第５－２号

変更案

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和9年3月31日 （第2回）
目標年度	令和15年度
市町村名 （市町村コード）	城陽市 26207
地域名 （地域内農業集落名）	久津川地区 （久世・八丁・上津屋・平川）

赤字下線部が変更箇所です

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

１　地域における農業の将来の在り方

（１）　地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	35.40　ha
①　農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	35.40　ha
②　田の面積	21.99　ha
③　畑の面積（果樹、茶等を含む）	13.41　ha
④　区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	1.99　ha
⑤　区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.10　ha
（参考）区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	19.25　ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	15.88　ha
（備考） ・区域内の農用地等面積のうち地域計画区域内の面積　32.39ha	

注１：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
　２：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。
　３：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
　４：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
　５：（参考）の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
　６：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

（2） 地域農業の現状及び課題

（久津川地域の現状について）
久津川地区は木津川の堤外地や、上津屋、平川地区を中心に抹茶の原料となる良質な「てん茶」が盛んに生産されている。伝統的なよしずなどを使用し、遮光調整した最高級のてん茶栽培を行う本ず栽培も行われており、全国茶品評会で産地賞を受賞するなど、高品質な茶が栽培されている。さらに上津屋の浜茶は、平成27年度に『日本茶800年の歴史散歩～京都・山城』を構成する景観、『流れ橋と両岸上津屋・浜台の「浜茶」』として、日本遺産に認定されている。てん茶は、主に認定農業者が生産されている。6次産業化・農商工連携の取り組みとして、茶を用いた産品が誕生している。
また、上津屋、平川地区を中心にトマトが盛んに生産されており、近年では、ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現するスマート農業や施設栽培による栽培方法により、気候に左右されにくく、年間を通じた栽培により、生産性の向上を図られている農業者もおられる。また、久津川地区には水田も多く広がっている。
耕作放棄地は城陽市全体のうち約19%と少ない状況となっている。さらに、本地区は近隣市町農業者からの引き合いも多い地区となっている。

（久津川地域の課題について）
現在の当該地区の経営意向として、規模縮小や離農を希望する者が52．9%であり、城陽市の4地区のうちで最も高い割合となっている。また、農用地でも農地を維持できない農業者も見受けられる。
このような現状であることから、規模縮小・離農する意向のある農業者36名の農地を、規模拡大を希望する認定農業者や地域で意欲ある農家、地域に進出意向を持つ新規就農者を初めとする多様な担い手に集積する必要がある。この地域の農業者の45．5%は、農地保全に活躍されており、現状維持の意向もあることから、引き続き、農地を保全していくことが課題となっている。
昨今では稲作農家の高齢化及び米価低迷などによって、次世代に稲作を継続しないことが想定されるため、耕作放棄地が0．49haではあるものの、これ以上増やさないため、法人や認定農業者を初めとする多様な担い手への更なる受委託等を図る必要がある。
また、持続可能な集落とするため、地域内や他集落の認定農業者、地域に進出意向を持つ新規就農者を初めとする多様な担い手が利用及び耕作しやすいような農地にするため、必要に応じて進入路の確保を図るなど、環境の改善を講じる必要がある。

（3） 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

特産物のブランド化による安定した農業経営を目指し、久津川地区で多く栽培されている茶については、日本を代表する茶の産地として、伝統技術を守っていくため、京都府の事業を活用し、商品価値の高い良質茶生産の推進を図ることや、6次産業化・農商工連携の取組を通じて、商品開発の促進によりさらなる産地づくりを目指す。
トマトについても、水稲等からの転換により産地の拡大を図る。他にも、今後、想定される担い手不足などの問題を解消するために、新たな取組であるスマート農業等の導入により、高品質及び省力化を推進する。
また、多様な担い手の参画による農地の保全・活用により、農地が耕作放棄地にならないよう、次の世代への農地の継承を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

（1）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

規模縮小する意向のある農業者の農地を、規模拡大を希望する認定農業者や地域の意欲ある農家、地域に進出意向を持つ新規就農者を初めとする多様な担い手に集積する。

（2）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	44.5 %	将来の目標とする集積率	53 %

（3）農用地の集団化（集約化）に関する目標

現状維持を基本としつつ、不耕作が見込まれる農地があれば、当該農地に隣接する担い手を初めとする多様な担い手等に集約する。

3　農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

（1）農用地の集積、集団化の取組

農地所有者（耕作者）での管理を原則とするが、規模縮小の意向が出た場合は、対象地域内の規模拡大の意向がある認定農業者を初めとする多様な担い手に利用調整を行い農地の集積・集約化を行う。その際は、必要に応じて進入路の確保を図るなど、耕作しやすい環境を講じる。
また、認定農業者が農地を引き受けできない場合は、対象地域外の認定農業者に利用調整を行う。

（2）農地中間管理機構の活用方法

地域計画達成のための協議の場を通じて、農地中間管理機構の活用を促し、規模拡大を希望する農業者や地域に進出意向のある農業者を初めとする多様な担い手への農地集積を進め、農地利用の効率化を推進する。

（3）基盤整備事業への取組

規模拡大を希望する農業者への農地集約に向けた用排水設備（農道、水路、ポンプ）の整備について、農家組合、土地改良区が行政の支援を活用しながら維持管理を行う。

（4）多様な経営体の確保・育成の取組

農業の担い手の支援及び、後継者・新規就農者を初めとする多様な担い手の育成について、京都府山城北農業改良普及センター、（一社）京都府農業会議現地推進役、城陽市、JAと連携して行う。

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

農作業委託の取組に向けて、JA等との協議を進める。

（6）遊休農地の解消に向けた取組

遊休農地の所有者への意向確認を行い、多様な担い手等への農地集積・集約化を推進する。農地中間管理機構を活用し、新たな発生を防止するとともに、農地バンク制度等の活用により遊休農地の解消に取り組む。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	☑	⑧農業用施設	☑	⑨耕畜連携等	☑	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

・茶を始めとする生産者の担い手の育成による生産量の維持・拡大を通じた生産額の拡大
・当該地区の新規就農者を初めとする多様な担い手の支援
・認定農業者や農業法人・地域の意欲ある農家を初めとする多様な担い手への農地集約に向けた農道、用排水路の整備
・野菜生産者のスマート農業機械の導入
・野菜生産者の農業用施設（ビニールハウス）の整備

4　地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者（氏名・名称）	現状			10年後（目標年度：令和　　年度）				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	16経営体		35.40 ha	0 ha		35.40 ha	0 ha		

別紙のとおり

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5　農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名（氏名・名称）	作業内容	対象品目

6　目標地図（別添のとおり）

7　基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・%）	

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

4　地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

	属性	農業を担う者（氏名・名称）	現状			10年後（目標年度：令和 15 年度）				
			経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
1	認農		茶・水稲・野菜	1.08 ha	－ ha	茶・水稲・野菜	1.24 ha	－ ha	1	
2	認農		茶	1.89 ha	－ ha	茶	1.95 ha	－ ha	2	
3	認農		茶・水稲	0.57 ha	－ ha	茶・水稲	0.62 ha	－ ha	3	
4	認農		茶・水稲	2.07 ha	－ ha	茶・水稲	2.11 ha	－ ha	5	
5	認農		茶・水稲	1.16 ha	－ ha	茶・水稲	1.43 ha	－ ha	20	
6	認農		茶・水稲	1.21 ha	－ ha	茶・水稲	1.32 ha	－ ha	23	
7	認農		茶・水稲	0.78 ha	－ ha	茶・水稲	0.78 ha	－ ha	26	
8	認農		野菜・イチジク	0.33 ha	－ ha	野菜・イチジク	0.33 ha	－ ha	27	
9	認農		野菜	0.00 ha	－ ha	野菜	0.50 ha	－ ha	28	
10	認農		野菜・水稲	0.93 ha	－ ha	野菜・水稲	1.28 ha	－ ha	32	
11	認農		茶	0.79 ha	－ ha	茶	0.68 ha	－ ha	37	
12	認農		水稲	0.09 ha	－ ha	水稲	0.09 ha	－ ha	38	
13	利用者		水稲、野菜	3.30 ha	－ ha	水稲、野菜	3.30 ha	－ ha	48	
14	利用者		野菜	0.15 ha	－ ha	野菜	0.15 ha	－ ha	52	
15	利用者		水稲	1.40 ha	－ ha	水稲	1.40 ha	－ ha	61	
16	利用者	その他　65名		19.66 ha	－ ha		18.21 ha	－ ha	空白	